

令和8年度 事業計画

1 はじめに

全国的に人口減少、少子高齢化が進行している中、鶴岡市においても減少傾向が続き、令和8年3月31日現在の総人口は、113,767人となっています。また、65歳以上の人口は42,649人で、高齢化率は37.5%まで上昇しています。

超高齢社会において、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、豊かな知識や経験を持つ高齢者に、地域の日常生活に密着した就業機会の提供を通じて、社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減、孤独・孤立の防止などに貢献しています。また、2022年から2024年まで全シ協が行った「シルバー人材センター会員等の介護予防効果に関する調査研究」では、地域高齢者とシルバー会員について2年間追跡調査した結果、地域高齢者に比べてシルバー会員はフレイルの発生リスクが34%軽減することが科学的に明らかになり、後期高齢期のセンターでの就業は、フレイルの抑制に一定の効果があることが明らかになっております。

こうした中、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められており、センターの果たす役割の重要性と地域社会からの期待は、より一層大きなものとなっています。

当センターでは、地域の実情を踏まえた取組として、鶴岡市の補助事業「介護予防・日常生活支援総合事業」及び委託事業「認知症高齢者等見守りサービス事業」に参画し、また、令和6年度から採択を受けた、介護分野の人材確保支援（トライアル奨励事業）を継続し、人手不足のニーズが高い高齢者介護分野の就業拡大に努めて参ります。

フリーランス法への対応や、請負に係る新たな契約方式（包括的契約）への移行業務は一定の目途がたったものの、企業における70歳までの就業機会の拡大や、雇用保険法の改正に伴う派遣会員に対する令和10年からの雇用保険適用拡大の対応、また、労働安全衛生法の改正に伴う対応、そして、公益法人制度改革による新しい制度への対応など、シルバー事業を進めるうえで、多くの課題が生じております。

センターの課題は厳しく困難ではありますが、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、安全就業を最優先に置き、いくつになっても活躍できる就業機会の創出や地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしながら、将来にわたって持続可能なセンターを構築するため、以下の5項目を基本として事業に取り組んでいきます。

2 基本項目

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| (1) 会 員 拡 大 | (2) 就 業 開 拓 | (3) 安 全 就 業 |
| (4) 組 織 強 化 | (5) 財 政 運 営 | |

3 具体的な取り組み

(1) 会 員 拡 大

高年齢者雇用安定法により65歳までの雇用確保が義務化され、これに加えて70歳までの就業機会の確保が努力義務として施行されました。このように雇用延長が進んでいる中で会員拡大は厳しい状況にありますが、令和8年度末の会員数の目標は、全シ協が策定した「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して～」の目標値となる会員純増22名に、令和6年度の会員数を加えた957名を目標とし、以下の10事業に取り組みます。

① 「一会員一人」の会員勧誘運動の推進

広報「シルバーだよりつるおか」や入会説明会等のチラシを活用し、会員が新会員を勧誘する「一会員一人」の勧誘運動を推進し、会員拡大に努めます。

② 公共団体、町内会組織等と連携した広報活動

鶴岡市広報「つるおか」への入会説明会日程の掲載や、就業開拓推進委員会による入会説明会ポスター及びチラシを公的機関に設置してもらうとともに、町内会連合会等と連携して回覧板等を活用した周知を図り、入会を促進します。

③ 各種会合の場を活用したPR活動

町内会連合会等の会議などに出席し、当センター事業の周知を図ります。

④ 鶴岡公共職業安定所（ハローワーク鶴岡）との連携

ハローワーク鶴岡で主催する就職面談会に参加し、センターの紹介と、入会を促進します。

⑤ 入会説明会、夜間入会説明会、女性限定入会説明会の実施

「入会説明会」を毎月2回程度実施します。日中の参加が難しい高齢者のために「夜間入会説明会」を年2回実施します。また、女性会員増強を目的に女性限定の入会説明会を年4回実施します。説明会終了後には、事務局職員が参加者と個別の面談を実施し、入会を促進します。

⑥ 女性会員の拡大

男性に比べ女性の会員が少ない状況であるため、女性会員の確保を重要視し、女性委員会による女性限定入会説明会の運営や講習会、イベント等を開催し、女性にとってより魅力的なセンターとなるよう環境を整備し女性会員の拡充に努めます。

⑦ 未就業会員の対応

定期的に未就業の会員への状況調査を行います。また、就業希望の確認や就業相談を目的とした相談会を行い、未就業会員の減少に努めます。

⑧ 退会抑制

就業以外でのセンターの会員でいることのメリットを感じられる環境づくりを検討します。就業はできないが事業などには参加したいという会員のための「ゴールド会員制度」や、趣味の場となる愛好会の活動、親睦事業などを調査、検討します。

⑨ ポイント制度

会員サービスの向上とセンター事業への参加促進を図るため、センターが定める活動等に取り組む会員に対しポイントを付与するとともに、一定以上のポイントを獲得した会員に記念品を提供する事業に取り組みます。

⑩ 個別フォローアップ

会員の就業に係る相談を随時受け付け必要に応じてフォローアップを実施します。

(2) 就 業 開 拓

令和8年度も先行き不透明な社会情勢にあり、当センターの事業実績も厳しい状況が予想されますが、受託事業契約及び包括的契約については、受注件数 5,200 件、契約金額 307 百万円、派遣事業については、受注件数 290 件、就業延人員 28,000 人日、事業費実績 150 百万円を目標に以下の9事業に取り組みます。

① 就業開拓運動の推進

広報「シルバーだよりつるおか」やパンフレット等の活用や会員が就業先の開拓に取り組む「一会員一就業」の就業開拓運動を推進し、新規就業機会の開拓に努めます。

② 訪問活動の推進

役職員等による公共施設や企業、一般事業所や団体等への訪問を実施し、既受注業務の継続及び新規就業機会の開拓に努めます。

③ 先進地センターの調査・研究

新規就業又は新規事業、独自事業に取り組んでいるセンターを視察、調査・研究を行い新規就業機会の開拓に努めます。

④ 民間企業へのPR活動

一部企業では、社員の定年退職者へセンターを紹介し、シルバーとの契約で引き続き就業しています。このような取組を今後もPRし、鶴岡市からも企業向けの広報誌等で協力を得ながら、会員の増強と新規就業の開拓に努めます。

⑤ 各種会合の場を活用したPR活動

各種会合の場などに出向き、当センター事業の周知を図ります。

⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業

鶴岡市地域ケア推進会議に参画し、関係機関と協力して事業拡大に努めます。

⑦ 介護分野の人材確保支援（トライアル奨励事業）

過去1年以上にわたり仕事の受注がない介護事業所から、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務や介護従事者のバックアップとなるような周辺業務を切り出し、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進します。

⑧ 派遣事業・職業紹介事業

「週20時間を超えないこと」とされている就業時間について、一部の職業では就業時間の延長ができるようになったことを公共施設や企業、一般事業所や団体等に周知し、他の業種の業務拡大についても調査、検討します。

⑨ 高齢者活躍人材確保育成事業の就業体験、職場見学の実施

希望する仕事が自分に適しているかを試せる就業体験や職場見学を通して就業の拡大、未就業者の改善に努めます。

（3）安 全 就 業

「安全は全てに優先する」を基本として、安全就業を推進するために以下の4事業に取り組みます。

① 会員への啓発活動

「安全・適正就業推進委員会だより」を随時発行して「安全就業」「事故ゼロ」の啓発活動を積極的に行うとともに、事故防止対策の優れた取組の情報を会員に周知することで、会員一人ひとりの安全就業に対する意識の高揚を図ります。

② 安全パトロール、安全講習会の実施

安全パトロール等を積極的に実施し、事故防止に努めます。万が一、事故が発生した場合にはその原因等を調査・検討し、事故の未然防止につなげていきます。また、各種作業における安全講習会及び安全会議の開催や、安全標語の募集などを行い会員への安全意識を啓発します。

③ 山形県シルバー人材センター連合会及び関係機関との連携

安全就業推進大会や安全標語の募集など、県連合会及び関係機関等が行う安全就業や事故防止に係る事業に積極的に参加します。

④ 傷害、賠償事故への対応

発生した事故の内容について安全・適正就業審査要綱等に基づき審査を行い、就業停止や、賠償金及び免責額の会員負担などの措置について、適正に対処していきます。

（4）組 織 強 化

高齢者の生活の充実や地域社会への貢献などのセンターの目的を達成するために以下の13事業に取り組みます。

① 役職員研修の実施

業務執行の決定を担う役員について、当センター事業の発展や関係法令遵守等を目的とした研修を実施します。合わせて、事務局職員に求められる知識、能力も高まっていることから、職員の資質や経営能力の向上、人材育成を図ります。

② 会員研修の実施

会員の資質向上や健康管理などをテーマにした研修を実施します。参加会員の固定化や減少の傾向があるため、研修の必要性について会員に周知し、参加会員の増加を図ります。

③ 各委員会活動等の充実

会員が積極的に参加する会員による事業運営を推進し、各委員会、ブロック・地域班等の活動の充実を図ります。

④ 地域別奉仕活動の充実

「奉仕活動」は、公益法人として重要な事業です。その重要性について会員への周知を図り、会員一人ひとりが当センター事業に参画し、会員自らが事業の運営にかかわる事業展開を推進して地域に密着した事業を展開します。

⑤ 事務局体制の充実

事務処理が煩雑化する中、適正な職員の配置や業務の見直しなどを検討し、職務の公益的使命感を自覚しながら、センターの理念をよく理解し、信頼されるセンター事業の推進に努めます。

⑥ 関係機関との連携強化

鶴岡市役所やハローワーク鶴岡等関係機関との連携強化を図り、会員拡大、就業機会の拡大及び地域社会の活性化や高齢者福祉に貢献できる活動を推進します。

⑦ S D G s の取組

高齢者の社会参加の促進や高齢者の生きがいの充実などの取組は、S D G s（持続可能な開発目標）と深くつながるものがあります。一人でも多くの高齢者の方々に会員になっていただくとともに、センターの役割を十分に発揮することにより、持続可能な社会の実現を目指します。

⑧ デジタル化の促進

会員へのデジタル環境の活用支援としてスマホ教室を行います。また、会員とのコミュニケーションツールである「Smile to Smile」の登録者を拡大し、紙媒体の削減など事務処理の効率化・簡素化を図り経営基盤の強化に取り組みます。

⑨ フリーランス法と新しい契約方法（包括的契約）の対応

令和7年度は個人・家庭の受託業務を移行。令和8年度は公共、民間の受託業務を移行します。

⑩ 公益法人制度改革への対応

財務規律や行政手続きなどの簡素化・合理化、また、公益法人の活動を活性化する観点から、認定法の一部が改正され、令和7年4月から施行されました。収支相償の見直し、法人のガバナンスの確立と財務に関する情報の開示、外部理事・監事の導入、など、制度改革に応じた対応を実施し、センターの安定的な事業運営を図ります。

⑪ 統合 20 周年記念事業

令和 8 年 3 月 27 日に統合 20 年を迎えました。長期会員表彰や記念品の配布などの統合 20 周年記念事業を実施します。

⑫ 雇用保険法改正に伴う雇用保険の適用拡大の対応

雇用保険法が改正され令和 10 年 10 月から雇用保険の適用対象者が拡大されます。派遣契約で就業している会員の対応や、経費負担の増加などの課題を県連合会と連携し協議、検討します。

⑬ 賛助会員加入促進

当センター事業の趣旨に賛同いただき、事業活動に協力いただく賛助会員の加入を促進し、関係機関への当センターの周知拡大、事業拡大と推進を図ることを目的に法人会員口数 47 口、個人会員口数 55 口を目標として、既加入者の継続加入をお願いしながら、役職員の勧誘等による新規加入を促進します。

(5) 財 政 運 営

財政基盤を強化して安定的に地域社会に貢献するために以下の 3 事業に取り組みます。

① 補助金の適正化

鶴岡市への要望活動を行い、補助金については国・県・市の補助基準の確保に努めます。

② 自主財源の確保

「適正就業ガイドライン」を遵守しながら「受託事業」、「派遣事業」、「職業紹介事業」を進め、財源の確保を目指します。

③ 経費節減

原材料費の価格上昇や円安の影響による物価高が続いているため、事業費・管理費を精査して経費削減に取り組みます。